



市 章

大津市公報

平 成 24 年 2 月 15 日
号 外 (第 11 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

教育委員会規則

- 2 大津市立児童館の管理運営に関する規則を廃止する規則..... 1
- 3 大津市教育集会所の管理運営に関する規則を廃止する規則..... 1
- 4 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則..... 1
- 5 大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 3

教育委員会告示

- 1 平成13年教育委員会告示第2号(個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について)の一部改正..... 3

教育委員会教育長告示

- 1 平成10年教育委員会教育長告示第1号(教育長の権限に属する事務の一部を教育機関の長等に委任することについて)の一部改正..... 3

教育委員会規則

大津市立児童館の管理運営に関する規則を廃止する規則を公布する。
平成24年2月15日

大津市教育委員会
委員長 岡 田 隆 彦

大津市教育委員会規則第2号

大津市立児童館の管理運営に関する規則を廃止する規則
大津市立児童館の管理運営に関する規則(平成5年教育委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市教育集会所の管理運営に関する規則を廃止する規則を公布する。
平成24年2月15日

大津市教育委員会
委員長 岡 田 隆 彦

大津市教育委員会規則第3号

大津市教育集会所の管理運営に関する規則を廃止する規則
大津市教育集会所の管理運営に関する規則(昭和51年教育委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年2月15日

大津市教育委員会
委員長 岡 田 隆 彦

大津市教育委員会規則第4号

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
大津市教育委員会公印規則(平成10年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
別表第1職印の表大津市和邇文化センター所長之印の項中「16の2」を「17」に、「15の2」を「16」に改め、別表第1職印の表大津市立和邇図書館長之印の項中「16の3」を「18」に、「15の3」を「17」に改め、別表第1職印の表大津市立小野児童館長之印の項から大津市立田上児童館長之印の項までを削り、別表第1職印の表大

津市和邇市民体育館長之印の項中「23」を「19」に、「22」を「18」に改め、別表第1職印の表大津市坂本市民体育館長之印の項中「24」を「20」に、「23」を「19」に改め、別表第1職印の表大津市田上市民体育館長之印の項中「25」を「21」に、「24」を「20」に改め、別表第1職印の表大津市石山市民体育館長之印の項中「26」を「22」に、「25」を「21」に改め、別表第1職印の表大津市立葛川少年自然の家所長之印の項中「27」を「23」に、「26」を「22」に改め、別表第1職印の表大津市立坂本教育集会所長之印の項を削り、別表第1職印の表大津市立木戸公民館長之印の項中「28の2」を「24」に、「27の2」を「23」に改め、別表第1職印の表大津市立和邇公民館長之印の項中「29」を「25」に、「28」を「24」に改め、別表第1職印の表大津市立小野公民館長之印の項中「29の2」を「26」に、「28の2」を「25」に改め、別表第1職印の表大津市立葛川公民館長之印の項中「30」を「27」に、「29」を「26」に改め、別表第1職印の表大津市立伊香立公民館長之印の項中「31」を「28」に、「30」を「27」に改め、別表第1職印の表大津市立真野公民館長之印の項中「32」を「29」に、「31」を「28」に改め、別表第1職印の表大津市立真野北公民館長之印の項中「33」を「30」に、「32」を「29」に改め、別表第1職印の表大津市立堅田公民館長之印の項中「34」を「31」に、「33」を「30」に改め、別表第1職印の表大津市立仰木公民館長之印の項中「35」を「32」に、「34」を「31」に改め、別表第1職印の表大津市立仰木の里公民館長之印の項中「36」を「33」に、「35」を「32」に改め、別表第1職印の表大津市立雄琴公民館長之印の項中「37」を「34」に、「36」を「33」に改め、別表第1職印の表大津市立日吉台公民館長之印の項中「38」を「35」に、「37」を「34」に改め、別表第1職印の表大津市立坂本公民館長之印の項中「39」を「36」に、「38」を「35」に改め、別表第1職印の表大津市立下阪本公民館長之印の項中「40」を「37」に、「39」を「36」に改め、別表第1職印の表大津市立唐崎公民館長之印の項中「41」を「38」に、「40」を「37」に改め、別表第1職印の表大津市立滋賀公民館長之印の項中「42」を「39」に、「41」を「38」に改め、別表第1職印の表大津市立山中比叡平公民館長之印の項中「43」を「40」に、「42」を「39」に改め、別表第1職印の表大津市立藤尾公民館長之印の項中「44」を「41」に、「43」を「40」に改め、別表第1職印の表大津市立長等公民館長之印の項中「45」を「42」に、「44」を「41」に改め、別表第1職印の表大津市立逢坂公民館長之印の項中「46」を「43」に、「45」を「42」に改め、別表第1職印の表大津市立中央公民館長之印の項中「47」を「44」に、「46」を「43」に改め、別表第1職印の表大津市立平野公民館長之印の項中「48」を「45」に、「47」を「44」に改め、別表第1職印の表大津市立膳所公民館長之印の項中「49」を「46」に、「48」を「45」に改め、別表第1職印の表大津市立富士見公民館長之印の項中「50」を「47」に、「49」を「46」に改め、別表第1職印の表大津市立晴嵐公民館長之印の項中「51」を「48」に、「50」を「47」に改め、別表第1職印の表大津市立石山公民館長之印の項中「52」を「49」に、「51」を「48」に改め、別表第1職印の表大津市立南郷公民館長之印の項中「53」を「50」に、「52」を「49」に改め、別表第1職印の表大津市立大石公民館長之印の項中「54」を「51」に、「53」を「50」に改め、別表第1職印の表大津市立田上公民館長之印の項中「55」を「52」に、「54」を「51」に改め、別表第1職印の表大津市立上田上公民館長之印の項中「56」を「53」に、「55」を「52」に改め、別表第1職印の表大津市立青山公民館長之印の項中「56の2」を「54」に、「55の2」を「53」に改め、別表第1職印の表大津市立瀬田公民館長之印の項中「57」を「55」に、「56」を「54」に改め、別表第1職印の表大津市立瀬田北公民館長之印の項中「58」を「56」に、「57」を「55」に改め、別表第1職印の表大津市立瀬田南公民館長之印の項中「59」を「57」に、「58」を「56」に改め、別表第1職印の表大津市立瀬田東公民館長之印の項中「60」を「58」に、「59」を「57」に改め、別表第1職印の表大津市立小野公民館分館長之印の項中「60の2」を「59」に、「59の2」を「58」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | | | |
|----------------|----|----|-----|---------------|----------|
| 大津市立坂本公民館分館長之印 | 60 | 59 | てん書 | 館長名をもって発する文書用 | 坂本公民館分館長 |
|----------------|----|----|-----|---------------|----------|

別表第2職印の項中第15号の4から第21号までを削り、第15号の3を第17号とし、第15号の2を第16号とし、第22号を第18号とし、第23号から第26号までを4号ずつ繰り上げ、第27号を削り、第27号の2を第23号とし、第28号を第24号とし、第28号の2を第25号とし、第29号を第26号とし、第30号から第55号までを3号ずつ繰り上げ、第55号の2を第53号とし、第56号を第54号とし、第57号から第59号までを2号ずつ繰り上げ、第59号の2を第58号とし、同号の次に次の1号を加える。

(59)

| |
|-----------------------------------|
| 大 津 市 立 坂 本 公 民 館 分 館 長 之 印 |
|-----------------------------------|

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 2 月15日

大津市教育委員会

委員長 岡 田 隆 彦

大津市教育委員会規則第 5 号

大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則（昭和61年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、葛川少年自然の家及び伊香立児童館」を「及び葛川少年自然の家」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

大津市教育委員会告示第 1 号

平成13年教育委員会告示第 2 号（個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

平成24年 2 月15日

大津市教育委員会

委員長 岡 田 隆 彦

表坂本公民館の項の次に次のように加え、同表坂本教育集会所の項を削る。

| | | | | | | | | | |
|---------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|------|------|
| 坂本公民館分館 | 会議室 | 96.64 | 1,120 | 1,400 | 1,120 | 1,400 | 蛍光灯40 W24個 | 机、いす | 50 人 |
|---------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|------|------|

教 育 委 員 会 教 育 長 告 示

大津市教育委員会教育長告示第 1 号

平成10年教育委員会教育長告示第 1 号（教育長の権限に属する事務の一部を教育機関の長等に委任することについて）の一部を次のように改正し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

平成24年 2 月15日

大津市教育委員会教育長職務代理者

大津市教育委員会教育部長 前 田 登

各号列記以外の部分中「教育機関の長等」を「教育機関の長」に改め、「及び児童館（児童福祉法第40条に規定する児童館をいう。）」を削り、「当該教育機関及び児童館」を「当該教育機関」に改める。